⑵　弁済の場所

本協定における弁済は、清算株式会社の本店所在地において支払う方法、又は、協定債権者が別途指定する金融機関の口座に振り込む方法により実施する。なお、振込手数料は清算株式会社の負担とする。

⑶　弁済における端数の切り捨て

弁済において生じる１円未満の端数は切り捨てる。

第２　プレー権の取り扱いについて

協定債権者のうち、清算株式会社に対して、本ゴルフ場において会員としてプレーする権利（以下「プレー権」という）を有する債権者（以下「会員債権者」という）のプレー権については、本協定の認可決定確定後、清算株式会社から送付される「振込口座指定書」において、第１回弁済による弁済金のうち、レイクウッド大多喜に対して預託すべき預託金（１口あたり40万円）及び平成24年10月末までの年会費（３万6750円）に相当する金員について、振込口座としてレイクウッド大多喜名義の口座を指定することにより、レイクウッド大多喜との間で新たに会員契約を締結し、プレー権を継続することができる。

会員債権者が複数口のプレー権を有している場合、プレー権の口毎に、継続の有無を決定することができる。

（別紙省略）

以上

東京地方裁判所民事第８部

包括的禁止命令

平成２３年（再）第２０号

埼玉県越谷市宮本町４丁目81番地１

再生債務者　株式会社ＳｅｅｄＨｏｍｅ

主文　本件再生手続廃止後、破産手続開始の決定があるまでの間、すべての債権者は、債務者の財産に対する強制執行等及び国税滞納処分をしてはならない。

平成23年10月12日

東京地方裁判所民事第20部

監督命令

平成２３年（再）第３号

群馬県高崎市飯塚町487番地

再生債務者　株式会社ユーアンド

１　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。

２　監督委員　群馬県高崎市本町172　坂本正樹法律事務所　弁護士　坂本　正樹

平成23年10月13日　前橋地方裁判所高崎支部

平成２３年（再）第７４号

神奈川県伊勢原市鈴川37番地

再生債務者　東京化成工業株式会社

１　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。

２　監督委員　東京都千代田区丸の内３丁目３番１号　新東京ビル631区　永島・鍵尾法律事務所　弁護士　永島　正春

平成23年10月12日

東京地方裁判所民事第20部

再生手続開始

平成２３年（再）第１号

仙台市青葉区一番町４丁目６番１号、商業登記簿上の本店所在地東京都中央区八丁堀１丁目５番１号

再生債務者　株式会社サンシティ

１　決定年月日時　平成23年10月12日午後５時

２　主文　再生債務者について再生手続を開始する。

３　再生債権の届出期間　平成23年11月11日まで

４　再生債権の一般調査期間　平成24年１月６日から平成24年１月20日まで

仙台地方裁判所第４民事部

平成２３年（再）第７２号

青森県弘前市大字富田町191番地

再生債務者　株式会社弘前進学学院

１　決定年月日時　平成23年10月11日午後２時

２　主文　再生債務者について再生手続を開始する。

３　再生債権の届出期間　平成23年11月８日まで

４　再生債権の一般調査期間　平成23年12月13日から平成23年12月20日まで

東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（再）第１５号

愛知県新城市庭野字藤ノ本15番地

再生債務者　株式会社飯田カントリー倶楽部

１　決定年月日時　平成23年10月12日午後５時

２　主文　再生債務者について再生手続を開始する。

３　再生債権の届出期間　平成23年11月９日まで

４　再生債権の一般調査期間　平成23年12月14日から平成23年12月21日まで

名古屋地方裁判所民事第２部

決議に付する決定及び債権者集会招集

平成２３年（再）第４７号

東京都荒川区東尾久３丁目20番10号

再生債務者　斎藤電気工事株式会社

１　決議に付する再生計画案　平成23年９月26日付け再生債務者提出の再生計画案

２　議決権行使の方法　債権者集会における行使又は書面投票による行使のうち議決権者が選択するもの

３　債権者集会

⑴　期日　平成23年11月29日午後２時

⑵　会議の目的　再生計画案の決議

４　書面投票期間　平成23年11月21日まで

５　議決権不統一行使の通知期限　平成23年11月15日

平成23年10月12日

東京地方裁判所民事第20部

再生手続終結

平成１９年（再）第１５４号

横浜市瀬谷区瀬谷５丁目２番１―302号

再生債務者　株式会社フォー・ユー（旧商号株式会社藤森技術研究所）

１　主文　本件再生手続を終結する。

２　理由の要旨　再生計画認可の決定が確定した後３年が経過した。

平成23年10月12日

東京地方裁判所民事第20部

平成２０年（再）第８８号

東京都新宿区大久保１丁目10番８号

再生債務者　加藤建設株式会社

１　主文　本件再生手続を終結する。

２　理由の要旨　再生計画認可の決定が確定した後３年が経過した。

平成23年10月12日

東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（再）第１１８号

東京都港区南青山６丁目12番１号　ＴＴＳ南青山ビル８Ｆ

再生債務者　株式会社ＨＩＧＨ　ＷＡＶＥ

１　主文　本件再生手続を終結する。

２　理由の要旨　再生計画の遂行

平成23年10月11日

東京地方裁判所民事第20部

平成２０年（再）第２号

愛知県岩倉市泉町西新溝廻間34番地１、事業所所在地愛知県一宮市千秋町小山字西仲田16番地

再生債務者　中村リビングサービスこと　中村　賢三

１　主文　本件再生手続を終結する。

２　理由の要旨　再生計画認可の決定確定後３年の経過

平成23年10月12日

名古屋地方裁判所民事第２部

再生手続廃止及び保全管理命令

平成２３年（再）第２０号

埼玉県越谷市宮本町４丁目81番地１

再生債務者　株式会社ＳｅｅｄＨｏｍｅ

１　主文　本件再生手続を廃止する。

再生債務者について保全管理人による管理を命ずる。

２　保全管理人　東京都千代田区霞が関３丁目２番５号　霞が関ビル４階　隼あすか法律事務所　弁護士　山﨑雄一郎

３　廃止の理由の要旨　本件再生手続には民事再生法191条３号に定める事由がある。

平成23年10月12日

東京地方裁判所民事第20部

小規模個人再生による再生手続開始

平成２３年（再イ）第５号

愛媛県北宇和郡鬼北町大字奈良4667番地30

再生債務者　岡本　鉄也

１　決定年月日時　平成23年10月12日午前10時

２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

３　再生債権の届出期間　平成23年11月９日まで

４　一般異議申述期間　平成23年11月16日から平成23年11月24日まで

松山地方裁判所宇和島支部